

第11回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

- 事業報告
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 計算書類
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」

（2025年3月1日から2026年2月28日まで）

株式会社ガーデン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,800
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 「倫理・コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理を遵守し、社会的責任を果たすため、業務分掌等を整備し、行動指針や各種の社内規程・マニュアルを定め、適宜見直しを行う。
 - ロ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各部署と共同してコンプライアンス監査を行い、法令等の遵守状況を確認し、代表取締役及び監査等委員に報告する。内部監査室は、「倫理・コンプライアンス規程」及び「内部通報規程」に基づき、従業員等が内部通報を行う場合の窓口となり、法令上疑義のある行為等について調査し、代表取締役並びに監査等委員への報告を行うものとする。
 - ハ. 管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、コンプライアンス委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。
- 二. 管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類の継続的整備及び周知を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 総務人事部は、「稟議規程」及び「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、取締役の稟議決裁等の職務執行に関する情報を適切に記録・保存し、取締役が必要に応じてこれを閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「危機管理規程」に基づき、管理本部管掌役員がリスクマネジメント管理責任者となり、取締役で構成されるコンプライアンス委員会を中心として、危機管理体制の構築・維持に尽力する。
 - ロ. 各関係部署が、財務、環境・自然災害等、情報セキュリティ、品質管理面等の様々なリスクについて識別・評価し、適宜社内規程やマニュアルの見直しを行い、リスク発生の回避・低減のため、必要な対策を講じるとともに、リスクが発生した場合には、迅速に必要な措置を講ずるものとする。
 - ハ. 内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会規程に準拠し、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- . 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
 - ハ. 毎期、取締役会にて中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
 - 二. 毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策の検討を行うとともに、中期経営計画への影響度を適宜把握する。
- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 内部監査担当部署である内部監査室の従業員が、必要に応じて、監査等委員を補助することを社内規程において定める。
 - . 内部監査室の従業員が、監査等委員より監査等委員を補助することの要請を受けた場合、その要請に関して、取締役及び上長の指示命令を受けない。
 - ハ. 当該従業員の任免、人事異動及び人事評価には、常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑥ 取締役および使用人が監査等委員または監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人は、監査等委員の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員または監査等委員会に直接または関係部署を通じて報告し、監査等委員と情報を共有する。
 - . 監査等委員は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- ⑦ 監査等委員の職務執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- イ. 取締役は、監査等委員の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査等委員の職務執行にかかる経費等の支払を行う。
 - . 当社は、監査等委員が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室による調査を求めることができる。
 - . 監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に

応じて会計監査人に報告を求めるものとする。

- 八、監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士、その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

(2) 当該体制の運用上の概要

上記に掲げた体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス委員会を設置し、原則年4回の定例会を実施しております。また、法令違反・不正行為の防止・早期発見を目的として、内部監査部門及び社外弁護士が窓口となり「内部通報制度」を設置しております。内部通報者及び調査協力者は、「内部通報規程」において不利な取扱いを受けない旨を定めております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関する取り組み

当社は、取締役会において、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については、25回開催しております。また、1名の社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ 監査等委員監査に関する取り組み

監査等委員は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議への出席、店舗等への往査、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。会計監査人との関係につきましても、監査計画報告及び期中レビュー・期末監査結果報告の受領並びに情報交換のほか、会計監査人の選定にかかわる協議を実施いたしました。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 合 計
	資 本 金	新株式申込 証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
			資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	2,378,442	17	2,368,442	300,900	2,669,342	2,500	2,787,653	2,790,153	7,837,955
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	13,347	△17	13,347	-	13,347	-	-	-	26,678
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△928,804	△928,804	△928,804
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	625,805	625,805	625,805
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	13,347	△17	13,347	-	13,347	-	△302,998	△302,998	△276,320
当 期 末 残 高	2,391,790	-	2,381,790	300,900	2,682,690	2,500	2,484,654	2,487,154	7,561,634

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	115,647	115,647	7,953,603
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	-	-	26,678
剰 余 金 の 配 当	-	-	△928,804
当 期 純 利 益	-	-	625,805
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	18,715	18,715	18,715
当期変動額合計	18,715	18,715	△257,605
当 期 末 残 高	134,363	134,363	7,695,997

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法
 デリバティブ

時価法を採用しております。

- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 棚卸資産

原材料は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品は先入先出法による原価法を採用しております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～25年
構築物	10～20年
機械及び装置	4～10年
工具、器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、商標権については耐用年数10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費の処理方法は、償還期間に亘り定額法により償却しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に飲食業を営んでおり、顧客の注文に基づき店舗において料理を提供・販売した時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理による金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(9) その他計算書類作成のための基礎となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間 10年間の定額法により償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

固定資産及びのれんの減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	2,175,038
無形固定資産	618,093
(内、のれん)	425,564
減損損失	250,649

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、飲食店を多店舗展開しており、店舗に係る固定資産について、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業活動から生ずる損益が過去又は翌事業年度に亘って継続してマイナスである場合に減損の兆候があると判断し、減損損失認識の要否の判定を行い、認識すべきと判定された固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

また、のれんについて、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位でグルーピングを行っており、その営業活動から生ずる損益が過去又は翌事業年度に亘って継続してマイナスである場合に減損の兆候があると判断し、減損損失認識の要否の判定を行い、認識すべきと判定されたのれんについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

店舗に係る固定資産及びのれんについて、減損の兆候の有無の判断、減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに使用した事業計画の主な仮定は、事業計画における店舗別の入客数の実績に対する増減率であり、事業計画における客単価、原価率、人件費率及び経費予測は、各店舗の直近の実績等を加味して算定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識に当たっては、将来の収益性等を慎重に検討しておりますが、将来予測に関する見積りについては不確実な経営環境の変動等により、回収可能価額が減少し、翌事業年度における減損損失の発生に重要

な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,608,209千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,148,730株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月22日 取締役会	普通株式	619,078	90	2025年2月28日	2025年5月30日
2025年7月14日 取締役会	普通株式	309,726	45	2025年8月31日	2025年11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年4月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
配当金の総額 393,180千円
1株当たり配当額 55円
基準日 2026年2月28日
効力発生日 2026年5月29日

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 35,193株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については新規出店に必要な資金を設備投資計画等に照らして、銀行借入及び社債発行により調達しております。運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、

投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、一般顧客によるクレジットカード利用によるものに限られており、金額的に僅少であります。敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金の全体の9割超が1カ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金、設備投資に必要な資金調達を目的とした長期借入金であり、借入期間は原則として10年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、敷金及び保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、相手先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

デリバティブ取引については、相手先が高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部財務課が支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部財務課が適時に資金繰り計画を作成、更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当社では、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券	202,320	202,320	－
② 敷金及び保証金	1,750,995	1,658,350	△92,645
資産計	1,953,315	1,860,670	△92,645
① 社債（1年内含む）	2,235,000	2,221,330	△13,669
② 長期借入金（1年内含む）	5,027,743	5,035,585	7,842
負債計	7,262,743	7,256,916	△5,826

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投 資 有 価 証 券	202,320	—	—	202,320
資産計	202,320	—	—	202,320

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷 金 及 び 保 証 金	—	1,658,350	—	1,658,350
社 債 (1 年 内 含 む)	—	2,221,330	—	2,221,330
長期借入金 (1 年 内 含 む)	—	5,035,585	—	5,035,585

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、契約ごとに、その将来キャッシュ・フローを元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	39,658千円
未払事業税	24,657千円
減損損失	154,267千円
資産除去債務	104,223千円
一括償却資産	12,445千円
株主優待引当金	1,155千円
資産調整勘定	230,455千円
その他	46,249千円
繰延税金資産小計	613,112千円
評価性引当金	△27,083千円
繰延税金資産合計	586,028千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△47,428千円
その他有価証券評価差額金	△61,844千円
繰延税金負債合計	△109,273千円
繰延税金資産の純額	476,755千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第十三号）」が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

計算書類提出会社の役員及び主要株主等（個人の場合に限る。）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	川島 賢	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接21.74	不動産契約の債務被保証	当社賃貸契約の債務被保証	76,658	-	-

(注) 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長川島賢から債務保証を受けております。保証料の支払いは行っておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年3月1日から 2026年2月28日まで)
ラーメン事業	12,282,154
レストラン事業	2,859,108
ステーキ事業	1,339,377
フランチャイズ事業	725,145
寿司事業	470,616
その他	32,813
合計	17,709,216
顧客との契約から生じる収益	17,709,216
その他の収益	186,066
外部顧客への売上高	17,895,282

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「(7)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	1,076円55銭
(2) 1株当たりの当期純利益	90円15銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。